

(平成24年4月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月

国民年金手帳には、昭和49年2月1日に国民年金被保険者資格を取得したことが記載されているのに申立期間は未加入期間とされている。

会社を退職した後の昭和49年3月頃に、年金に未加入とならないようにA市役所で国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料を納付した記憶がある。

申立期間の資格取得及び保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）において保険料の未納は無く、前納や複数回にわたる種別変更手続も適切に行っていることから、保険料の納付意識及び国民年金制度に対する関心が高かったと考えられる。

また、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によれば、申立人は昭和49年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、国民年金被保険者資格を同年3月20日に取得したとされていることから、申立期間は国民年金に未加入となっている。しかしながら、申立人が所持する同年3月22日発行の国民年金手帳には、上記厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年2月1日に強制加入被保険者として国民年金被保険者資格を取得している記載が確認でき、申立人の国民年金被保険者資格取得日を同年3月20日とする合理的な理由は見当たらない上、申立人も年金に未加入とならないように意識していたとしていることから、申立人は同年2月1日を国民年金被保険者資格取得日として加入手続を行い、申立期間は国民年金被保険者期間として扱われていたことがうかがわれる。

さらに、前述のとおり、保険料の納付意識が高かったと考えられる申立人が、1か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間のうち、昭和51年12月は6万4,000円、52年1月から53年9月までは8万円、同年10月から54年4月までは8万6,000円、同年5月から同年8月までは9万2,000円、同年9月は8万6,000円、同年10月及び同年11月は9万2,000円、同年12月は8万6,000円、55年1月から同年3月までは9万2,000円、同年4月は9万8,000円、同年7月は9万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月から55年11月まで

私の「ねんきん定期便」を確認したところ、申立期間についてA工場の給与から控除されていた厚生年金保険料と相違しているため、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和51年12月から52年3月までの期間、同年9月、54年1月から同年7月までの期間、同年9月から55年4月までの期間及び同年7月については、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、4万5,000円から10万4,000円までの標準報酬月額に見合う給与が支給され、8万円から9万8,000円までの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認

定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、i) 給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、昭和52年1月から同年3月までの期間及び同年9月は8万円、54年1月から同年4月までは8万6,000円、同年5月から同年7月までの期間、同年10月、同年11月及び55年1月から同年3月までの期間は9万2,000円、同年4月は9万8,000円とし、ii) 給料支払明細書において確認できる給与額から、昭和51年12月は6万4,000円、54年9月及び同年12月は8万6,000円、55年7月は9万2,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和52年4月から同年8月までの期間、同年10月から53年12月までの期間及び54年8月については、申立人は、給料支払明細書を所持していないものの、申立人から提出された前後の期間に係る給料支払明細書において確認できる保険料控除額の推移から判断して、申立人は、少なくとも52年4月から同年8月までの期間及び同年10月から53年9月までの期間は8万円、同年10月から同年12月までは8万6,000円、54年8月は9万2,000円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち、昭和51年11月、55年5月、同年6月及び同年8月から同年11月までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる給与額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立期間のうち、昭和51年12月から55年4月までの期間及び同年7月に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A工場は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は、「当時の資料は残っていない。社会保険の事務は妻がやっていたが、音信不通のためどのように処理していたかは不明。」と証言しているものの、申立人の給料支払明細書において確認及び推認できる保険料控除額又は給与額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書において確認及び推認できる保険料控除又は給与額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①は77万7,000円、申立期間②は60万4,000円、申立期間③は80万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月18日
② 平成17年7月20日
③ 平成17年12月16日

申立期間に係る賞与の記録が欠落していることが分かった。賞与から保険料を控除されていたので、申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書(賞与)及び預金通帳により、申立人は、それぞれの申立期間において61万9,000円から84万9,000円の標準賞与額に見合う賞与額を支給され、申立期間①は77万7,000円、申立期間②は60万4,000円、申立期間③は80万7,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記の給与支給明細書(賞与)において確認できる保険料控除額から、申立期間①は77万7,000円、申立期間②は60万4,000円、申立期間③は80万7,000円とすることが妥当であ

る。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「保険料の納付に係る資料を保管しておらず、社会保険事務所（当時）の指導により、手続をしていた。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から同年11月まで

昭和56年7月に会社を退職して数か月たった頃、A市B区の自宅に来た年金担当者に保険料を納付するよう勧められた記憶があるので、申立期間の保険料は納付したはずである。

申立期間について、国民年金保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年7月に会社を退職して数か月たった頃、A市B区の自宅に来た年金担当者に保険料を納付するよう勧められた記憶があるので、申立期間の保険料は納付したはずであるとしているが、申立人は申立期間の保険料の納付時期、納付場所、納付方法、納付金額等についての具体的な記憶は無く、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人はC町で国民年金に加入して以降、A市D区、E町へと転居し、その後、申立期間の保険料の納付勧奨を受けたとするA市B区に転居したとしているところ、手帳記号番号払出整理簿及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、申立人は昭和54年7月頃にC町において国民年金加入手続を行い、保険料納付を開始していることが確認でき、住民票及び国民年金被保険者台帳によると、56年8月2日以降については、A市B区に居住していたことは推認できる。しかし、申立人が所持する年金手帳における同区への住所変更年月日は58年3月14日とされていること、及び国民年金被保険者台帳において、同区への住所変更処理が行われたのは同年2月3日とされていることから、申立人の住所変更手続はこの頃に行われたと考えられる。このため、行政（年金担当部局）において、申立人が同区に居住していることを把握したのは、この住所変更手続が行われた時であり、申立人が主張する時期に、保険

料の納付勧奨を行うため、年金担当者が同区の申立人の自宅を訪問するとは考え難い。

さらに、国民年金被保険者台帳及び申立人が所持する年金手帳によると、上記国民年金の住所変更手続が行われた昭和 58 年 3 月頃に、申立人が 54 年 10 月 15 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していたことに伴い、同年 7 月 1 日に取得した国民年金被保険者資格を同年 10 月 16 日(平成 21 年 10 月に国民年金被保険者資格喪失日を昭和 54 年 10 月 15 日に訂正。)に喪失する手続が行われたとみられる。その後、申立人は当該厚生年金保険被保険者資格を 56 年 7 月 21 日に喪失しているが、これに伴う国民年金被保険者資格を取得した記録は見当たらないことから、申立期間は住所変更手続以降においては未加入期間として取り扱われており、58 年 3 月頃の住所変更手続以降に、申立期間の保険料の納付勧奨を行うため、年金担当者が A 市 B 区の申立人の自宅を訪問することも考え難い上、申立人が未加入期間である申立期間の保険料を遡って納付することもできなかったと考えられる。

加えて、申立人は申立期間の保険料の納付に係る資料として、昭和 57 年 2 月から同年 7 月までの間に、4,370 円が「ホケンリョウ」という名称で 7 回にわたり引き落とされていることが確認できる預金通帳の写しを提出しており、当該「ホケンリョウ」の合計金額が申立期間の保険料の合計金額と一致すれば、申立期間の保険料を 7 回で分割払いしたことの証拠になるのではないかとしている。しかし、当該「ホケンリョウ」の合計金額 3 万 590 円は、実際の申立期間の保険料の合計金額 2 万 2,500 円とは一致しないことから、預金通帳の写しに記載されている「ホケンリョウ」が申立期間の保険料であると推認することはできない。

このほか、A 市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間の保険料が納付された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年2月まで

夫は、申立期間について第1号被保険者として保険料を納付していたこととされている。私も一緒に保険料を納付していたと思うので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、夫が申立期間前の平成8年2月に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴う第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続を同年4月頃に行い、その後、9年2月までは第1号被保険者であった(同年3月以降は夫が再び厚生年金保険被保険者資格を取得し申立人は第3号被保険者。) こととされていることから、申立期間の保険料を現年度又は過年度納付することが可能であり、申立期間に係る夫の保険料は納付されていることが確認できる。

しかしながら、申立人及びその夫のいずれも納付済みとされている申立期間前の平成8年2月及び同年3月について、申立人の保険料はそれぞれ10年2月及び同年3月に過年度納付されているのに対し、夫の保険料は8年11月及び同年12月に過年度納付されており、夫婦の保険料の納付時期は異なっていることから、当時、夫婦の保険料が一緒に納付されていたとまでは言えず、夫の申立期間に係る保険料が納付されていることをもって、申立人が自身の申立期間に係る保険料を納付していたと推認することはできない。

また、上記の申立人に係る申立期間前の保険料の納付時期は、時効完成(2年)の時期に近接していることから、申立人は時効前に保険料を納付しようとして認識していたことが考えられ、申立期間の保険料の納付についても時効完成の時期に近接した平成10年4月以降に順次過年度納付していた可能性が考えら

れる。しかし、このように保険料を納付した場合、納付時期は基礎年金番号制度導入（9年1月）後となり、この制度導入後は、同番号に基づいて被保険者記録の管理、保険料の収納事務の電算化が一層図られてきていることから、11か月にわたる申立期間の保険料が順次納付されたにもかかわらず、そのいずれもが年金記録から欠落したとは考え難い。

さらに、A市の国民年金保険料に係る検認状況表においても、申立期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 2 月 1 日まで

私は、中学校を卒業直後にA社に入社した。しかし、申立期間について厚生年金保険被保険者としての記録が無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、平成 21 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び人事労務事務の責任者は、いずれも既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、オンライン記録によると、複数の同僚について、その記憶する入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日に、3 か月から 4 か月の差異が認められるところ、当該複数の同僚は、「入社後、すぐに厚生年金保険に加入させてもらえなかった。給与の手取額が多い方が良かったので、望んで厚生年金に加入しない者もいた。」と証言していることから、A社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、申立人が先輩として名前を挙げた複数の同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人の退職後の日付とされていることが確認できる。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の名前は無く、被保険者整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 6 日から 37 年 5 月 31 日まで
日本年金機構からの「確認はがき」によると脱退手当金を受け取ったことになっているが、当時は脱退手当金の知識も無くもっていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 5 月 31 日の前後 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす 14 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、11 人に支給記録が確認でき、うち 10 人が資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、会社の代理請求により受給したと記憶している者もみられることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 37 年 7 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月 24 日から 45 年 3 月 16 日まで
② 昭和 45 年 8 月 1 日から 46 年 3 月 27 日まで

私が、A社B製作所及びC社に勤務した期間の厚生年金保険の被保険者期間については、脱退手当金が支給されたこととして記録されている。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間①及び②を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書は、昭和 46 年 6 月 19 日に申立人の申立期間に係る最終事業所である C 社を管轄する社会保険事務所（当時）で受付され、申立人の署名、押印、及び申立人が証言する当時の住所地の記載があり、当該社会保険事務所では、厚生年金保険脱退手当金裁定伺を作成して決裁を得るなど、適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立人の C 社における健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、当該裁定請求書の受付日から約 1 か月後の昭和 46 年 7 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。